

# 英国議会制度の変遷

—議会の起源からエリザベス 1 世時代まで—

浅野 和生<sup>1</sup>

## 1 はじめに

英国は議会制民主主義の母国として位置づけられ、英国議会はかつて「男を女にし、女を男にすること以外は何でもできる」と言われた議会主権の国家である。17 世紀末までに、すでに議会による王権への抑制が定着し、18 世紀には下院の信任によって政権が維持され、不信任によって首相が交代する事例を拓いていた。

今日の英国の王室は、1066 年にノルマン王朝のウィリアム 1 世がイングランドを制圧したことに始まり、1,000 年に近い歴史を持つが、議会の歴史も 12 世紀にまで遡るとされている。すでに英国議会については、日本でも多くの研究が発表され、まとまった研究書も出版されている。本小論は、それらの研究に新たな知見を加えるものではなく、世界最長の英国議会史について、先行研究に依拠しながら振り返って簡潔にまとめることを主眼としており、タイトル通りに英国議会制度の変遷を跡付けることを目的としている。

なお、ここでは現代の視点から英国議会自身が紹介している英国議会史に依拠して説明する。すなわち、英国議会の公式ホームページにある議会史に基いて論述しつつ、他の資料で補完することとした。したがって、各事象の時日その他について諸説がある場合は、英国議会公式ホームページの記述によっている。つまり、今日の英国議会による自画像を紹介することを主眼としている。

## 2 英国議会の誕生

### (1) 英国議会の起源

英国議会の起源は、ノルマン王朝の成立以後、マグナカルタまでの時期に求めるのが普通である。つまり、今日のイギリス王室とともに英国議会が誕生し、さまざまな変遷を経て今日の議会制度が成立したと理解されている。

しかしながら、その前史として、一般にアングロ・サクソン王朝時代の会議の存在が言及される。今日では、後の英国議会の源流として、アングロ・サクソン王朝時代の 2 つの制度が紹介される。その 1 つは、賢人会議 (Witan もしくは Witenagemot) であり、もう一つが地方民会 (moot) である。

賢人会議は、王が必要に応じて召集するもので、国政の重要課題について臣下の意見を徴するために開催された。召集されるのは地方の有力者であったが、この会議は、立法機

---

<sup>1</sup> 平成国際大学教授

関として制度化されたものではなく、王の決定した事項や立法について、臣下の見解をただす諮問会議であって、国王の決定に有力者からの賛同を得ることが目的であった。つまり、王の決定の執行に、会議参加者の同意が必要とされたわけではない。地方有力者を尊重して、その賛同を求めることで、王権の安定と決定のスムーズな執行を担保するための装置であった。

1066年のウィリアム1世のイングランド征服後のノルマン王朝では、少人数で常設的な顧問および官僚を用いて政権運営がなされたが、時にはアングロ・サクソン王朝期の賢人会議のごとく、貴族と高位聖職者（司教と修道院長）を召集して、納税を含む重要事項について意見を徴した。この会議は大会議（magnum concilium）と呼ばれたが、これが今日の貴族院（上院）の基礎となったと考えられている。

他方、これとは別に地方民会として、州単位の州会（shire moot）と、州のなかの基層的単位として百戸村（ハンドレッド hundred）に郡会（hundred moot）が置かれた。州会には、地方の貴族、司教、州長官と各郡から4人の代表が出席した。ノルマン王朝成立以後は、州会（County Court）は地方レベルの自治議会としての役割を果たすようになる。

これらの二つの会議体は、数世紀にわたって別個に開催されていたが、最終的に大会議に依拠する貴族議員と、州会に依拠する地方代表の代議員として、貴族院と庶民院という二院制を構成する基礎となったと説明されている。

## （2）マグナカルタの意義

次に、国王と王の政府といえども、法には従わなければならないとする原則を記した最初の文献として、マグナカルタ（Magna Carta）が紹介される。ここにおいて、定立された法それ自体が国家の権力として、国王の行政権を抑制することが明らかにされた。周知のように、最初のマグナカルタは1215年にテムズ川畔のラミニードで署名発出された。また、この中で国王を含む貴族たちによって、個人や団体の権利と自由が保障されている。

なお、マグナカルタ発出にいたる当時のノルマン王朝はイングランドだけを治める島国ではなく、フランス西部の広大な領域を同時に治める大陸国でもあったことを想起しなければならない。1199年にジョンが王位を継承した時、ジョンはイングランド王であったほか、フランスにおいてノルマンディ公、アキテーヌ公、アンジュー伯であり、なおかつアイルランド領主ともなった。実は、フランスにおいて、フランス国王より有力な貴族であった。しかし、しだいにジョン王はフランスにおける領地をフランス国王に奪われ、さらに数百年にわたって領有していたノルマンディ公領をも喪失することになり、領地回復のための戦争を決意した。ところが、戦争には多額の費用が必要なため、ジョン王はイングランド地域においてかつてない増税を実施した上に、収税のために官僚が高圧的になった。

そうした折、1214年にフランスのブーヴィーヌでフランス国王軍にジョン王等の軍が敗れた結果、フランスにおける領土回復が困難となったばかりでなく、イングランド諸侯の不満が高まった。こうして国王派と反国王派の貴族の対立が激化して、紆余曲折の末にラミニードでのマグナカルタ署名への道が拓かれることになった。

マグナカルタの注目すべき点は、同法が諸侯ばかりでなく国王をも拘束するものとして制定されたことである。しかし、イングランドが国王の意志から独立した国法によって統治される共同体であるという考え方は、1215年以前から慣習化されていたのであって、マ

マグナカルタはこの概念を明文で初めて記載したところに価値があるといえる。

またマグナカルタは、反国王派の諸侯が、上記の慣習的概念と合わせて、1215年に至る事態は国王による既存の法の蹂躪によってもたらされたことを明文化しようとした。文中にはジョン王への不満、不信だけではなく、ジョン王の先任者たちが形成してきた国家統治体制そのものへの不満が記載された。なお、マグナカルタは反国王派の反乱行為を正当化する文書であり、反国王派としては自己正当化のためのプロパガンダでもあったので、マグナカルタは大量に複製されてイングランドのすべての州会に配布されるとともに、各地の地方言語に翻訳されて広く頒布された。

マグナカルタは、ラテン語で「大憲章」であるが、1217年の森林憲章において初めてこの名称が用いられた。森林憲章は、狩猟に関して王権の範囲を定めたものである。

元々は、反国王派諸侯のさまざまな要求を集めた文書であるマグナカルタは、一本の手紙のように書かれたもので、条文として分けて記載されていないのだが、後に取り扱いの利便性の為、全体が63条に分けられている。

その主要部分は、法というよりは封建的慣習に関する事項と、司法制度に関する事項である。その他は、課税、特権都市、交易、王有林の範囲と規則、債務、教会と平和の回復に関する事項である。63条のうち、今日なお有効と考えられているのは、1条の一部、13条、39条および40条の4つの条文だけである。特に、39条と40条は、マグナカルタ発出以来800年間を経ても、国民にとって重要な条文として認識されている。

すなわち、「いかなる自由民も、同輩による裁判と国法によらずして、逮捕、投獄、失脚、追放、あるいは破産させられることはない」と、「何人も、その裁判を受ける権利を売り渡され、拒否あるいは遅延されることはない」である。

これらの条文は、14世紀から17世紀に発展した英国法の今日でもなお重要な原則となっているばかりでなく、アメリカその他英語圏に移出されている。

### (3) シモン・ド・モンフォールの議会

シモン・ド・モンフォール (Simon de Montfort) の議会は、国政問題について、各都市や州から代表を招いて、貴族や聖職者とともに議論せしめた最初の例となった。すなわち州の代表としての騎士と、都市を代表する市民の両者を含むもので、近代的な議会の嚆矢である。しかしこれらの人々の多くは、社会の上層部を代表する者であった。

さて、シモン・ド・モンフォールは、フランスの貴族であったが、イングランドに渡来して1230年にヘンリー3世から領地を与えられ、また、国王の妹と結婚したことで、ヘンリー3世の側近の一人となった。

ヘンリー3世は、近親者や側近に対して、法規を無視して地位や特権を付与していた。一方、国王は資金が必要なために、しばしば諸侯等を召集して議会を開催し、課税への同意を求めたので、議会側は、その見返りとして議会が選出した人物を国王の大臣として任用するように要求した。しかし、この要求をヘンリー3世は受け入れなかった。

結局のところ、宮廷内部の派閥争い、飢饉の蔓延、ウェールズでの軍事行動の失敗、ローマ法王のシシリー島制圧のための軍事支出を議会の同意なしに個人的に支出したことによる巨額な債務などのため、ヘンリー3世は1258年に憲政改革に同意することになった。このとき、グロスター伯爵のリチャード・ド・クレア (Richard de Clare)、ノーフォーク

伯爵のロジャー・ビゴッド (Roger Bigod)、そしてレスター伯爵のシモン・ド・モンフォールなど指導的な諸侯は協力して、国王にこれらの変革を飲ませたのである。

このとき、ヘンリー3世は、新たな政府を組閣するにあたって、いわゆるオックスフォード条項の受け入れを強いられた。そのオックスフォード条項は、イングランド全土の州長官に送付されたが、それによると国王の指名による12名と改革派の指名による12名の、合わせて24名のなかから選ばれた15人が委員会を構成して、王権をそれによって抑制しようとするものであった。すなわち、首席大臣と大法官および主要閣僚については15人委員会が選出し、同委員会の信任を要するものとされ、さらに一年に三回の定例議会における国王委員会の信任を要するものとした。これは、1640年代の清教徒革命以前では、もっとも大胆な変革であった。

中央政府に対する国民代表による管理の強化ばかりではなく、改革派は下級貴族や都市市民、商人、その他自由民の不満の高まりを受けて、地方官僚の汚職を調査し、地方政府の改革を進めることとした。これらの改革は、主要な貴族以下の様々な社会集団の力が向上してきたことの反映であると同時に、主要貴族たちが、こうした人々の不満に対応しなければならないと感じていたことを示している。このため、主要な諸侯にとって自らの地方的権益を損なう改革でも、それを実施することになったのである。

オックスフォード条項による改革で、15人委員会によって王権が規制されるとともに、イングランドの統治制度には一連の改革が実施されることになった。

1261年になると、ヘンリー3世が実権を次第に取り戻し、ローマ法王がオックスフォード条項を非難することになった。改革派のうちリチャード・ド・クレアは、地方改革の影響で自身の地方利益が損なわれたため、改革への熱意を失ってしまった。こうしてシモン・ド・モンフォールは孤立してフランスに退去した。このため1263年までには改革派の諸侯は国王への影響力を失って、シモン・ド・モンフォールにイングランドへの帰還を求めることになった。

モンフォールはイングランド再上陸にあたって軍隊を伴い、国王支持派の居住地に攻撃をしかけた。結局、1264年5月にはモンフォールはヘンリー3世とその弟のリチャード、国王の息子のエドワードを捕らえて、国王の名の下でモンフォールによる統治が開始された。しかし、こうなると改革派の諸侯も国王支持となったため、孤立したモンフォールは、側近の2人の貴族とともに、15人委員会に代えて9人委員会を任命して、オックスフォード条項の維持を図った。

シモン・ド・モンフォールの統治下で議会は2度召集されたが、ウェストミンスターで開かれた後者の議会において、史上初めて、騎士がそれぞれの州を代表して参加したほかに、各都市の代表が、課税同意権を行使し、国家の諸問題について討議するために召集された。

この議会では、23人の有力諸侯のほか、120人の司教、各州から2人ずつの騎士、各都市から2人ずつの市民が召集された。また5大港湾都市からはそれぞれ4人が召集された。議会は1265年1月20日から開会し、会期中には、エドワード王子の釈放についてなど議論された。

この議会が画期的なのは、地域的な代表を招く今日の英国議会の基礎となったことで、モンフォールの議会は、今日の庶民院への道を拓いたものと称されている。

モンフォールは、国王の息子エドワードに率いられた国王派の諸侯の軍との戦いに敗れ、1265年8月4日に死去した。しかし、国王派にも、各都市や小規模地主の声を無視することはできないとの認識があり、モンフォールの下で進められた地方行政の改革は維持され、また、議会に地方及び都市代表を召集することも継続されることになった。後継のエドワード1世国王もこれを継続して、14世紀の前半には、これらの人々は貴族と高位聖職者の議会とは別に会議をもつこととなり、今日につづく庶民院が形成されることになった。

しかしながら、モンフォールは庶民院の設置を意図して改革を進めたわけではなく、宗教的な確信と、改革の実施に対する使命感から行ったことである。また、オックスフォード大学の知識人たちとの親しい交友から、生みだされたものでもある。

また、モンフォールは柔軟性がない利己的な人物であり、本人の家族や側近を利することに熱心であったが、諸侯の中では人気がなかった。しかし、モンフォールは、国王が外国からの支援を受けることに懐疑的な世論からは「イングランド人のためのイングランド」の擁護者を自任したことで支持を得たのである。

#### (4) エドワード1世の改革

1272年から1307年までのエドワード1世の統治下では、35年間に46回の議会が召集されており、特に前半の20年間では、ほとんど毎年2回の議会が召集されるなど、議会は恒常的に開かれるものとなった。また、1278年の議会からは、議事と決定事項が記録されるようになった。

1275年にエドワード1世治下で初めての議会が召集されたが、これには貴族と高位聖職者が召集されたほか、各都市と州は、それぞれ2名の代表を選出して議会に参加させるように命じられた。この選出方法については、統一された指示がなかったので、有力者が集まる集会で互選されたり、話し合いで決定されたり、多数が集まって投票で決定されたり、各都市、州で異なっていた。

議会は、主として国王による新たな課税の計画に対して、修正を求めたり承諾したりする場であった。この時期に、課税同意権が市民代表である議会の確たる権限として受け入れられていった。

しかし、誰を召集するか固定化するにはまだ時間がかかり、次に騎士とともに都市市民が出席を求められたのは1295年のことであった。つまり、その間は、都市市民代表のいない議会が開催されていたことになる。

1295年の議会は、模範議会と称されているが、これは各州から2名、各都市から2名の代表が招かれることが、この議会の機にほぼ定式化したので、これが模範となったということである。

また、13世紀から14世紀にかけて、つまりエドワード1世の治下とその後の国王の時代には、戦費を賄うための資金調達必要性から、議会が発展したともいえる。国王の資産と既存の税収では戦費を賄えないため、特別税を徴収しなければならず、それには議会の同意が必要だったからである。しかも、議会による課税同意を得るためには、国王はその見返りを議員たちに与えなければならず、議会側の要求に応えることが議会の発展につながったのであった。

なお、1327年に、議会がエドワード2世を廃位して以来、議会は、貴族、庶民代表お

よび王室の3者によって構成されるものとなり、今日に及んでいる。

### 3 二院制の発展

#### (1) 庶民院の台頭

1327年にエドワード3世が即位して以来、州代表としての騎士と、都市代表市民とは恒久的な議会の構成要素となった。1332年以後、騎士と市民が一つの議院を構成していたが、1341年までには庶民院は国王および貴族とは別室で審議を行うことになっていた。また、エドワード3世は、議会を毎年召集することを宣言し、実際に、在位中には48回にわたって議会を召集したので、1327年から1485年の間で議会が開催されなかったのは42年間だけであった。

このように14世紀において議会の開催が定例化されると、貴族院はもとより庶民院においても、課税に対する同意を与えるばかりではなく、政府に対して積極的に主張するようになった。

1376年までには、年老いたエドワード3世の統治と、国王のお気に入りの人々の影響力行使に嫌気がさしていた議会では、庶民院で、ピーター・デ・ラ・メア(Peter de la Mare)を庶民院の不满を国王に伝える発言人とした。すなわち、デ・ラ・メアは、庶民院議員に選出されて庶民院の見解を代表する、事実上の庶民院議長(Speaker)の嚆矢となった。このために、デ・ラ・メアは国王の次男で実権を掌握したジョン・オブ・ゴント(John of Gaunt)の不興を買って投獄された。しかし公式の記録によれば、この翌1377年のトーマス・ハンガーフォード(Thomas Hungerford)が初代の庶民院議長である。

なお、1376年の議会は善良議会(Good Parliament)と称されるが、これは庶民院が国王の政府の大臣数名を汚職の廉で起訴し、弾劾の手続きをとったためである。大臣等への弾劾は、その後、エドワード3世の後継者のリチャード2世の政府に対してもしばしば行われた。

例えば、1386年の議会はリチャード2世に政府の改革を迫ったことから、素晴らしい議会(Wonderful Parliament)と称されているが、このときには議会と国王の対立から、議会は財務大臣のマイケル・デ・ラ・ポール(Michael de la Pole)を横領と怠慢の罪で告発し、辞職に追い込んだ。

その2年後の1388年議会は無慈悲議会(Merciless Parliament)と呼ばれるが、国王側近のオックスフォード伯ロバート・ド・ヴィアー(Robert de Vere)やデ・ラ・ポール等に貴族院が死刑判決を下している。その後1399年10月には、ウェストミンスターで開かれた議会はリチャード2世を退位させ、合わせてヘンリー・ボリングブローク(Henry Bolingbroke)をヘンリー4世として即位させることを決めた。

#### (2) 立法府としての庶民院

1399年にリチャード2世を廃位させ、ヘンリー4世の即位を決めたとき、議会にはかなり強い権限が認められており、庶民院では議会からの要求に国王が対応しない限り、議会は課税に同意する必要があることをヘンリー4世は認めた。こうして1407年には、全て

の財務について、公式に庶民院の同意権が認められた。

また、この時期に庶民院は、貴族院と同等の立法権を得ることになった。すなわち、当初は、議会の機能は、私的な請願について審議して、国王や貴族に提出することにあつた。それがしだいに、一般の請願は、まず庶民院に提出されて、庶民院はそうした請願に基づいて制定法の草案、すなわち法案（Bills）を作成し、貴族院に提出するようになった。

1414年には、庶民院はヘンリー5世および貴族院に対して、庶民院が確定した法案の文言については、庶民院の同意なしに変更しないこと、また庶民院の同意なしにいかなる法案も法（Act）として制定されないことを認めさせた。庶民院が送付した法案について、貴族院の修正は、庶民院の同意を得て立法化されることが書面によって示されたことで、この段階で、立法手続きにおいて庶民院が貴族院と同等となったといえよう。

以上の結果として、15世紀中葉までには、庶民院は経費の支出の同意権を通して王権を抑制するようになり、また国法の制定においては、請願者としての立場から、貴族院と対等の立法機関となった。

### （3）中世の貴族院

中世において貴族院に議席を占めたのは、世俗の世襲貴族と高位聖職者の二種の人々であつた。

ここでいう高位聖職者とは、司教（bishops）と修道院長（abbots）のことである。修道院長のうち議会に召集されたものは少数であつたが、ヘンリー8世が1536年から1539年の間にすべての僧院を廃棄した結果として、議会には召集されなくなつた。しかしながら、2人の大司教と19人の司教は（後に司教は24人に増員された）1305年から一貫して召集され、清教徒革命で1642年から1660年の間は排除されたが、その後、1661年に再び召集されるようになり、今日でもこれらの聖職者は貴族院に議席を占めている。

一方、中世の初期まで、少数の伯爵とそれよりかなり多い男爵からなる世襲貴族は、全体のおよそ三分の一が各議会に召集されていた。初めて世襲貴族が貴族院議員として言及されたのは1321年のことであるが、当時から彼ら同輩者（peers）としての結束力をもっていた。その後15世紀の半ばまでに、貴族は5つの階級に分けられ、公爵、侯爵、伯爵、子爵と男爵となった。

1422年にまだ幼児であつたヘンリー6世が王位に就くと、イングランドは内戦状態となつたが、これは「バラ戦争」と呼ばれた。大貴族がそれぞれバラの花をシンボルに用いる二派に分かれて、権力奪取を目指して戦つたのである。この間に、世襲貴族たちの影響力が高まって、それまではしばしば貴族院で投票権をもっていた非貴族の事務官、裁判官、行政官たちを議会から排除した。

また世襲貴族たちは、貴族院に召集されることは、単に国王の意志によるものではなく、貴族としての地位に伴う名誉ある義務であると主張して、議会に召集される権利が永久に世襲されると認識されることになった。1485年に、ボズワースの戦いにおいてヘンリー7世が王位継承を宣言したときまでには、貴族院は高位聖職者と5つの階級の全ての世襲貴族から構成されるものとなつていた。

#### (4) 州代表としての騎士

庶民院に議席をもつ議員の選出については 15 世紀から 16 世紀に重要な変化があった。

当初、庶民院における主たる議員は、州代表としての騎士であった。中世には王権に基づいてイングランドの 37 の州からそれぞれ 2 名の騎士が庶民院に選出された。1536 年には、議会制定法によってウェールズの 12 州が庶民院に議席を持つこととなり、各州 1 名が選出されることとなった。さらに 1543 年と 1673 年に、国王領としてそれまで議席が与えられていなかったチェスター州とダーラム州にもそれぞれ 2 議席が割り当てられた。

新たな議会が召集される時には、大法官から各州長官に対して、州代表の騎士を選出するための州会の召集を求める令状が発せられたが、初期には、農奴以外のすべての自由民が、代表選出の参政権を持っていた。

しかし、選挙が階級の低い人々によって混雑するという理由で、1429 年に、参政権は、自由民すべてから自由民であり借地ではない 40 シリング以上の価値のある土地の所有者へと変更になった。これによって参政権が少数の地主に限られることになったが、この規定は 1832 年の選挙法改正まで変わらなかった。

貴族間の抗争であったバラ戦争の時期には、それぞれの派閥の指導的貴族が、庶民院に支持者グループを確保しようとして、選挙権および被選挙権を貴族と同様の地主に制限したのである。この時期から、州代表としての騎士は、議会において主として郷紳 (gentry) と呼ばれる大土地所有者エリートの利益を代表するようになり、結果的に貴族の影響力を増大させることとなった。

#### (5) 議会の記録

15 世紀から 16 世紀には、議会において、その記録を残すことについて重要な発展があった。

議会は初期から、議会の議事録をとる担当者は、国王のもっとも重要な官庁であった大法官府の事務官であった。この事務官は、国王の官吏として、公式には貴族院に属していたが、しだいに庶民院が影響力を増すと、庶民院の議事録担当も必要になり、1363 年までには庶民院にも記録担当が設置された。

15 世紀後半までに、議会がしだいに重要性を増すにつれて、議会は独立した官僚組織を持つようになる。1497 年からは、議会で可決した法律の写しを、ロンドン塔の大法官府の書庫ではなく、ウェストミンスターにおいて保管するようになった。

このような法律が記録された巻物は法原本として、少なくとも 1621 年以後は、現存するウェストミンスター宮殿最古の建物であるジュエルタワーに所蔵されるようになった。今日では、これらの羊皮紙は、もっと最近の議会法を印刷した羊皮紙とともに、ウェストミンスター議事堂のヴィクトリア・タワーに保管されている。

議事録についてはその後も取り扱いが変化した。貴族院の毎日の業務や投票と採決結果は、1510 年以來記録されており、初期の数年についてわずかな欠落があるものの、「貴族院報 (the Lords Journal)」は、公式の議事録となっている。

一方、下院については、「庶民院報 (Commons Journal)」が 1547 年から開始された。両院の議事録は、18 世紀からは印刷されることによって広く普及するようになり、今日ではその一部はインターネット上でも閲覧できるようになって、現在も議会の公式記録とし



て作成され続けている。

#### (6) 議会の所在地について

中世の議会は、旧ウェストミンスター宮殿で開催されていたが、これは 1834 年に焼失した。火災のために、今日まで現存する建物はごくわずかである。

現存する建造物として最も有名なのはウェストミンスター・ホールである。これは中世イングランドでは最大のホールであった。当時から主要な裁判の法廷として用いられていたもので、本会議などには用いられなかった。

ウェストミンスターで議会が開催される場合、開会式はペインテッド・チェンバーで行われるのが通例であった。これはウェストミンスター・ホールの東に位置しており、部屋の壁に絵画が描かれたために、このように呼ばれるようになった。その絵画の模写は、今日でも議事堂内で見ることができる。一方、貴族院は、ペインテッド・チェンバーの南端から階上に上がったホワイト・チェンバーにおいて議事が行われた。

2 世紀以上にわたって、庶民院はウェストミンスター宮殿内では開かれなかった。庶民院議会は、ウェストミンスター寺院のチャプター・ハウスにおいて 1352 年に初めて開催されたが、1397 年には同寺院の大食堂に移った。宗教改革以後、ウェストミンスター宮殿の聖ステファン教会が宗教行事に用いられなくなったので、1547 年に、エドワード 6 世が庶民院の議場として使用させることとし、1834 年に焼失するまで使われていた。

#### (7) 宗教改革議会

1529 年から 1536 年には、ヘンリー 8 世の下で宗教改革議会が開かれ、イングランドの議会と政府の性質を大きく変えることになった。国王は、王権の「重大事項」、すなわちローマ法王が阻止しようとしていたアラゴンのキャサリン妃との離婚問題について決定するために議会を召集したのである。

国王の指導と権力の下で、わずか数年のうちに議会は、すべての英国国民の人生、特にそれまで教会が単独で決定していた信仰生活と教義に影響を与える法を制定した。1530 年代の革新的な制定法は、議会の権力の範囲を、その決定が王国のすべての領域に及ぶものとした。

議会は、宗教的権威をローマ法王からイングランドの国王へと移転させ、旧来の教会の財宝や建造物も、宗教的教義の設定さえも国王の管理下に納めさせ、王位継承権について非嫡出子を含めて設定できることとし、広範な社会、宗教および経済的な変革を開始させた。ヘンリー 8 世の後継となる王たちは、いずれもイングランド教会の本質、教義および体制を変更する法を議会によって制定させた。

以上のように、宗教改革議会は議会に至上の権力、つまり主権性を与えた。より正確には、議会における国王の主権であるが、王権が、君主、貴族院および庶民院によって可決された法によって具現化されることとなったのである。ヘンリー 8 世自身、王権がもっとも強固であるのは、議会の制定法を通じてそれが表現されたときであると認識していた。

それでも議会は、国王の意志で召集されることによって存在するものであったが、ヘンリー 8 世とその後継者たちは、国王の権力行使が制定法を通じて議会の同意を得た時にもっとも効果的であることを知っていた。1 世紀後に、国王と議会の両院との関係が破滅的

に分裂したとき、英国は大混乱に陥ったのである。

#### (8) エリザベス 1 世の議会

16 世紀におけるイギリス議会の発展には、いくつかの側面があった。また、これについては歴史家の間で多くの議論がなされてきた。

エリザベス 1 世の議会では、ピーター・ウェントワースが、庶民院において宗教上の対立が顕著な問題などについて、女王からの報復を恐れることなく自由に発言し、3 回にわたって逮捕されたことは有名である。

一部の歴史学者は、このウェントワースの言動は、庶民院が成熟し、独自の存在価値を主張するようになり、さらには王権に対抗するできる力をもつようになった、庶民院の重要性の高まりを示すものであると述べている。

しかしながら、他の研究者は、17 世紀における国王と議会の対立抗争の基となった事象として、16 世紀の歴史を捉えようとしているが、17 世紀の結末は明らかであるがその淵源は曖昧である。これらの研究者は、議会の日常的業務についてより詳細な研究を慎重に進めており、当時の議会について、王権に対して野党的で、組織的かつイデオロギー的なものとは評価していない。エリザベス 1 世の議会も、国王によって召集されるものであり、国王の政府の一部であり、国王に対して常に反対したのでは議会としての責務を果たせないと認識されていたからである。

一方において、16 世紀および 17 世紀の大半において、ウェントワースその他に代表される議会の反王権的な発言の意義を無視することは誤りであるが、他方で、議員たちは国王に対する奉仕者としての自覚をもち、議会を、地方的問題の解決を図り、必要な法を定立させる場と見なしていたのである。

つまり議会は、政治やイデオロギーに関する根本問題を議論する言論の府というわけではなかった。また、16 世紀と 17 世紀初頭の議会は、その後の革命的变化への道をまっすぐに進んでいたわけでもなかった。17 世紀中葉からの革命の時代到来にはもっと直接的な要因があり、むしろチャールズ 1 世の人格と言動、そして議員たちの急進的な宗教性によってもたらされることになったのである。

## 4 結語

今日のイギリス議会は、完全小選挙区で選出される地域代表議会としての庶民院と、世襲貴族と一代貴族、そして聖職貴族の議会、つまり選挙で選出されない議員の議会としての貴族院との二院制である。

その淵源をたどると、アングロ・サクソン王朝時代の二つの会議体、すなわち賢人会議と地方民会に逢着する。しかしながら、実際に議会制度の発達が見られるようになるのは、1066 年のウィリアム征服王のイングランド制覇以後のことであった。

当初は、主として国王を翼賛する貴族の会合であった議会は、マグナカルタによって王権を抑制する機能が明示的な文言で確認された。さらに、州代表としての騎士と都市の市民代表も召集されるようになり、それが定着すると、1341 年までに貴族と高位聖職者が集

う貴族院と、州代表の騎士と都市の市民代表が集まる庶民院に二分されていった。

しかしながら、当初の庶民院は貴族院と対等の存在ではなく、人々の請願を貴族たちに伝えて、国王による対応や立法化を促す存在に過ぎず、庶民院が貴族院と対等の立法機関となるのは15世紀になってからであった。

また、ヘンリー8世の宗教改革議会を通して、議会の権限の範囲が大きく拡大された。一方、王権は議会において、法制定の同意をとりつけることで、もっとも強く、効率的に執行されると認識されるにいたった。これによって、議会に主権性が与えられたが、議会の召集権者は国王であり、議員たち自身が国王への奉仕者としての意識を持っていた。つまり、エリザベス1世の議会までは、国王と貴族院と庶民院の三者が相まって、よりよく王権の執行がなされるものと認識されていたのである。

なお、州代表としての騎士の選出においては、当初は当該州の自由民に投票権が認められていた。40 シリング相当以上の土地の所有権をもって参政権が規制されたのは、1429年になってからであった。つまり、庶民院が貴族院と対等の立法機関となるとともに、庶民院の州代表は郷紳ら地主エリートに限定されることになったのである。

17世紀の革命の時代と、議会における二大政党制の成立以後のイギリス議会の変遷、さらには21世紀のイギリス議会の変化については、稿を改めて紹介する予定である。

#### 【参考文献等】

- 英国議会公式ホームページ 'Living Heritage' の'Birth of the English Parliament'  
<http://www.parliament.uk/about/living-heritage/evolutionofparliament/>
- F.W.メートランド著、高田勇道訳『英国憲法史』（明玄書房 1954年）
- 松本平治『イギリス憲政史』（弘文堂 1955年）
- 中村英勝『イギリス議会史』（有斐閣双書 1977年）
- 梅川正美『イギリス政治の構造』（成文堂 1998年）
- ヴァーノン・ボグダナー著、小室輝久他訳『英国の立憲君主政』（木鐸社 2003年）
- 友清理士『イギリス革命史 上・下』（研究社 2004年）
- ウォルター・バジヨット著、小松春雄訳『イギリス憲政論』（中央公論新社 2011年）